

研究制度評価の進め方について

1 研究制度評価について

- (1) 農林水産技術会議では、「農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針」(平成13年4月17日農林水産技術会議決定)の第2の5に基づき、「産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進等に着眼して実施されている研究推進のための研究制度の評価を実施する。」として研究制度評価(事後評価)を実施してきた。
- (2) 一方、昨年11月28日に内閣総理大臣により決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」において、研究制度評価については「原則として事前評価及び事後評価を行う」こととされた。
- (3) こうした状況を踏まえ、「農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針」の一部を改定し、研究制度評価については、これまでの事後評価に加えて、研究制度の創設前に行う事前評価を実施することとした。
- (4) なお、原則として、次のような基準により評価の対象を選定することとしたい。

事前評価

- ・新たに創設を予定している研究制度
- ・見直しを行う予定としている研究制度

注)その際、研究制度の見直し及び創設が既存の研究制度を基に行われる場合には、事前評価の一環として、既存研究制度の事後評価を併せて実施

事後評価

- ・研究制度の見直し及び創設につながらない形で廃止される研究制度
- ・運営状況等を勘案して評価専門委員会が評価を行う必要があると判断した研究制度

2 研究制度評価の具体的進め方について

〔事前評価〕

- (1) 農林水産技術会議事務局は、評価の対象となる研究制度の概要資料を作成するとともに、別紙1の評価シートにより自己評価を行う(既存の研究制度を見直す場合には別紙2の評価シートを加える)。
- (2) 農林水産技術会議事務局は、研究制度の概要資料及び評価シートを取りまとめ、評価専門委員会に諮る。
- (3) 評価専門委員会は、研究制度の概要資料及び評価シートを参考として、当該研究制度の必要性、効率性、有効性等について意見を述べる。
- (4) 農林水産技術会議事務局は、評価専門委員会の意見を別紙3に取りまとめ、座長の了解を得た上で、評価専門委員会の評価結果とする。
- (5) 農林水産技術会議事務局は、評価専門委員会の評価結果を農林水産技術会議に諮る

とともに、農林水産技術会議により決定された評価結果及び対応方針を農林水産省のホームページに掲載する等により公表する。

〔事後評価〕

- (1) 農林水産技術会議事務局は、評価の対象となる研究制度の概要資料を作成するとともに、別紙 2 の評価シートにより自己評価を行う。
- (2) 農林水産技術会議事務局は、研究制度の概要資料及び評価シートを取りまとめ、評価専門委員会に諮る。
- (3) 評価専門委員会は、研究制度の概要資料及び評価シートを参考として、当該研究制度の必要性、効率性、有効性等について意見を述べる。また、その運営状況等によっては、評価専門委員会が掘り下げた評価（平成13年度に実施した出融資事業と同程度の水準）を行う。
- (4) 農林水産技術会議事務局は、評価専門委員会の意見を別紙 3 に取りまとめ、座長の了解を得た上で、評価専門委員会の評価結果とする。ただし、掘り下げた評価を行った場合には、評価専門委員会が評価結果報告書を作成するものとする。
- (5) 農林水産技術会議事務局は、評価専門委員会の評価結果を農林水産技術会議に諮るとともに、農林水産技術会議により決定された評価結果及び対応方針を農林水産省のホームページに掲載する等により公表する。

研究制度の事前評価（自己評価）シート

〔作成年月日〕平成 年 月 日

事業名		担当課
予算要求額		
事業概要	(1)目的	・研究制度の主な目的を具体的かつ明確に記述する（類似制度との関係を含む）
	(2)内容	・研究制度の概要及び仕組みを記述する。
	(3)達成目標	・当該研究制度により得ることが期待される成果を記述する。
評価結果	必要性	記入上留意すべき視点 農林漁業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の現状を踏まえた上で、 ・社会的なニーズがあるか ・行政が関与する必要性があるか ・上位計画（政策上の位置付け）との関係
	効率性	記入上留意すべき視点 ・適切な研究テーマが選定される仕組みとなっているか ・適切な進行管理の仕組みとなっているか ・適切な評価が行われる仕組みとあっているか
	有効性	記入上留意すべき視点 ・期待される成果が得られるか ・新たな市場の開拓、農林水産業の発展、地域への貢献等につながるか ・知的資産の形成につながるか ・人材の育成につながるのか ・成果が次の段階の研究開発や実用化に結びつく仕組みとなっているか
	優先性	記入上留意すべき視点 ・次年度に着手すべき緊急性について記述する。

注 1) 必要に応じて参考資料を添付する。

注 2) 斜字は、記入において留意する点

別紙 2

事後評価（自己評価）シート（既存の研究制度を見直す場合 / 廃止する制度についての評価）

〔作成年月日〕平成 年 月 日

事業名		担当課
事業費		・研究制度を遂行するのに要した総事業費
事業の概要	(1)目的	・研究制度の策定時の目的を具体的かつ明確に示す。
	(2)内容	・研究制度の概要及び仕組みを記述する。
	(3)研究実績	・研究制度による研究実績を記入する。 例) 知的資産の形成（学会・論文発表、特許の申請等） 研究成果の普及・利用状況 研究基盤への寄与
評価結果	必要性	注) 必要性に関して変化があったため、見直しが必要であることを明確にすること。 農林漁業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化を踏まえた上で、 ・社会的なニーズの変化があるか ・行政が関与する必要性の変化があるか ・上位計画（政策上の位置付け）が変わっていないか
	効率性	・適切な研究テーマが選定されていたか ・適切な進行管理がなされていたか ・適切な評価が行われていたか
	有効性	・期待される成果が得られたか ・新たな市場の開拓、農林水産業の発展、地域への貢献等につながったか ・知的資産の形成がなされたか ・人材の育成がなされたか ・成果が次の段階の研究開発や実用化に結びついたか

本自己評価にあつては、見直しが必要となった社会情勢の変化や効率性の一層の確保、有効度合の観点からの問題点や改善すべき課題を明確にして記述するよう努めること。このため、留意する事項に配慮して記述されたい。

注 1) 必要に応じて参考資料を添付する。

注 2) 斜字は、記入において留意する点

別紙 3

評価専門委員会における評価結果

研究制度名：

[担当課：]

【評価専門委員会の評価】

別紙 4

研究制度評価結果に対する対応方針

研究制度名：

[担当課：]

【評価結果の概要】

【評価結果に対する対応】